

会議案第5号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を別紙のとおり提出する。

令和3年9月22日 提出

提出者

議会運営委員会委員長 諸伏 清児

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第21号）の一部  
を次のように改正する。

附則第5項中「同年9月30日」を「同年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。